

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 23 年 8 月 31 日・東京都規則第 105 号

1 概要

(1) 改正理由

東日本大震災に伴う電力不足に対応するため、特定温室効果ガス排出量の算定等に係る特例措置を実施できるよう規定を設けるとともに、所要の規定を整備する。

(2) 改正内容

- ア 算定排出削減量の算定の対象となる期間に係る規定整備（第 4 条の 9 の 2、第 4 条の 10 関係）
- イ 超過削減量の算定に係る規定整備（第 4 条の 11 関係）
- ウ 管理口座の開設に係る規定整備（第 4 条の 21 の 4 関係）
- エ 管理口座の廃止に係る規定整備（第 4 条の 21 の 6 関係）
- オ 振替可能削減量等の振替等の記録に係る規定整備（第 4 条の 21 の 7 関係）
- カ 振替可能削減量の振替等の申請に係る規定整備（第 4 条の 21 の 8 関係）
- キ 振替可能削減量等の抹消に係る規定整備（第 4 条の 21 の 12 関係）
- ク 東日本大震災に係る電力需要抑制措置を実施した場合の特例を規定（附則関係）

2 施行日

平成 23 年 8 月 31 日（公布の日）

3 問合せ先

環境局都市地球環境部総量削減課排出量取引係

直通 03-5388-3465

内線 42-171